

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

A

本問は
4条1号が
用題となす体

1 被養母子特別養育金の支給に関する法律(以下、法)第4条は、被養母子等の親が別がけで支給の可否を判断している。この規定は、特別、による親として、憲法(以下、略)14条1項後段に反し違憲でないか。

5 2(1) 同条1項前段は、平等原則を規定しているところ。→
~~平等とは、法の下に平等~~とは、法適用の平等のみならず、
法内容の平等も含まれる。→、~~平等とは、~~この要請
は、同項後段に示されている。

10 3(2) 問題となる親(別)が同項後段に示す「親」として、
に該当するかの要請は、(別)の内容と判別される。養育(別)を
考慮の上で決めるべきである。是故に平等原則に照準
し、この決定を違憲としない。

15 (2) 前述通り、法4条は平等(法2条)に示す被養母子
等の母が当該児童を養育するときは、その母に別(別)を
支給する旨を定めている。この一方、親(別)は、
養育の親が父(別)の場合、支給を認めない。この
別(別)は、親(別)に示すものと異なる。形式的には
(別)に示す親(別)である。

20 この別(別)は、14条1項後段に列挙される事由
は、あくまで例示的事由に過ぎず、~~その外~~が
別の合意(別)に影響を及ぼす場合に支給する
べきである。

反論も
踏まえて
112

25 (1) 同項後段に列挙される事由は、~~形式的に~~
とされている(別)等の事由(別)。この事由に示す(別)は
~~平等~~個人の努力に依るものである。この決定は、
そうであるが、この事由に示す(別)は、
同項後段に示す事由に依るものである。是故に違憲としない。

ページ
裏面へ

[illegible]

一 立法料金を
尊重すべきなら
富貴基準も横ばい
なものと仮定しよう。

高等司法研究科

し、がたし、流産後胎児の内臓を解剖する者が父の母である
こと、及び同年1月31日の子の父を死ねた後に受けた
状態にある子の親が父の母と胎児の母を違え別々に
人である。

2人の妻は死ねたこと
11ことが明らかになっていますが、
3号は指摘しなくてはいけません。

講評

総じて素晴らしい出来だったと思います。

平等法の目的審査では、法律全体の目的(法条)で
はなく、個別自体の目的を適切に認定できており、
圧倒的な実力を感しました。

最後の方は時間不足に耐えましたが、論点自体
には気づかれていますので、4月も頑張ってください。
是非上位合格を目指して頑張ってください。

合格

4ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

A

法律の
何条が問題
になるか
を
指摘して下さい。

1 乙曰、日本国憲法(以下法令名省略)14条1項の趣意から、被災母子特別支援金の支給に關する法律(以下「本件法律」という)の違憲性を確信し、裁判所に訴えを提起している。これに対し、本件法律が、「災害に被災した」と同じとするべきでない児童と、災害に被災した児童とを同じとするべきでない児童を区別し、前者の母の場合には、特別支援金を支給するとしていること、14条1項の「法の下の平等」に反する主張をするものである。

以下に、乙の主張が認められるか、検討する。

2 14条1項は、「法の下の平等」を保障している。この「法の下の平等」とは、法適用の平等のみでなく、法内容の平等も含むものである。

また、全ての国民が、絶対的に平等であることを保障するものではない。国民の能力等は、区別があることを求めるものもあるから、相対的な平等を保障している。

そこで、ある区別が、14条1項に反するかどうかは、その区別が差別の性質を即ちして合理的な理由に基づいておこなわれているかによって決まる。そして、この「合理的な理由」が認められるかどうかは、①当該区別を定めた立法目的が合理的な理由が認められるか、②具体的区別と立法目的との間に合理的関連性が認められるか、によって判断する。

なお、本件の問題となる区別は、被災児童とそうでない児童との区別であり、被災児童とそうでない児童を区別する目的が、被災児童の意思や能力等に基いて定まるものである。このため、合理的な理由の存在の判断は、慎重な検討を要するものであると考える。

3 (1) 立法目的にかんして

本件法律は、1条に於いて、本件法律の目的を被災児

7 ページ

裏面へ

養の福祉の増進を図ると、といふ。

確かに、災害により、生計を同じうする親とこれら児童と
とて、生活していくための金銭は必要不可欠である。

したがって、被災児童に対し、特別支援金を支給するに
よ、その福祉の増進を図るとの目的は、合理的根拠
が認められる。

(2) 具体的区別と立派目的との間の関連性について

了 市条例では、上記立派目的の達成のために、「災害に
父と生計を同じうするに得なれる児童」(本条例第1条)
を対象とし、特別支援金を支給する旨を規定し
ている。そして、支援金支給の具体的事項を、本条例第4条に
定め、同条各号に該当する児童の母に対し、特別支援金を
支給するものとされている。

以上のような規定により、「災害により父と生計を同じうするに
得なれる児童」は、支援金が支給され、災害により母と
生計を同じうするに得なれる児童は、何の支援もな
れない、という区別が生じる。

い 確かに、国の説明書では、世帯の生計は、たいてい
男性により支えられる場合が多く、その男性の生計を支えている
父と生計を同じうするに得なれる児童を支援する必要
性は高いことから、本条例が「特別不合理とはいえない
とされる。

また、本条例の区別は、法律による区別である。被災児童
に対し支援金は、国の財政的な処理の一環として
いふことが出来る。国会では、国全体の様々な事情を
考慮し、財政的な処理を規定する、立派裁量が
認められる。したがって、国全体として、被災児童
の福祉を増進する旨の手段は、本条例の区別の規定
とされることが出来る。(*)に「限られた歳入のうち」を挿入。

う しか、国の説明書によれば、近年は、世帯の生計が女性

憲法14条1項の
適当性が問題と
なる場合の目的富
査は法律全体の
目的ではなく、問題
なる区別自体の
目的です。

国の主張を
上しく引用で記
します。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

12. 2 支給される場合も増加している。また、災害の際に支給される支援金は、被災児童が生活していく上で極めて重要な収入となるものである。3. 7. 災害により、親の収入が減少した。2. 5. 12. は、これが「父の収入が母の収入との関係、7. 8. 支援の必要性が認められる」ということである。ここにポイントがある。
3. 7. であるにもかかわらず、世帯の全額を支払うのが男性の場合が多いという理由のほかに、7. 災害により母と全額を同じにするという所得がある。7. 児童に7. 11. の特別支援金の支給を一切認めないという規定は、~~本件のおおむね区別を93. 12. は、立法目的との関係、10. 6. 7. 合理性が認められないという点。~~
- 被災児童の福祉の増進という立法目的を、限られた歳入の中で達成しようとするならば、親の性別が関係なく、世帯の全額により、どれだけの支援の必要性があるかを基礎とすべきである。
15. 以上により、本件に於いて「具体的区別」と「立法目的」との間の合理的関連性は認められる。
4. したがって、本件法律は、その区別が合理的な理由に基きつつあるという点、14条1項に反し、違憲である。

総評

大変良くできていました。分量・質共に申し上げるにはありません。

本件法律が違憲無効となった場合、母子家庭・父子家庭共に不都合として「平等」となるのが、両者に支給して「平等」とするのかもしれない問題意識を持ってあげてください。

14条1項

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

D

第1. 問題の所在。

1. 本件において、甲、乙両者、同様に大震災に被災し、被災者の配偶者として、小乙の息子と2人で生活するに努めようとしている。にもかかわらず、女性である被災母子特別支援金を受給し、一方のみ、男性である被災者に、当該受給を受けられないという、性別による差別であるから、憲法(以下略)14条(項)に反しないかが問題となる。

第2. 検討。

(1) 甲、14条、法の支配の原則、法内容の平等、法の適用の平等、法の執行の平等、法の保障にある。

(2) 乙、14条(項)の優遇の事由、単独例示としてある、歴史的に差別の類型化事由であり、その差別の有無は、厳格に審査すべきである。

(3) そうすると、本件は、性別による差別であるから、厳格に審査すべきである。しかし、被災(歴史的に差別の対象となることがある)や性別のあり、被災者本人の件、女性に優位に扱うアファーマティブアクションであるから、上述の趣旨が及ぶ。

(4) さらに、差別の内容について、被災母子特別支援金の受給資格の有無、災害時の特別支援金、専ら政策的な性質、社会権の性質、一面にはあり得る。是の点から、種々の事項について、立法府、行政府の判断を尊重する必要がある。

(5) 以上の、正当な目的の存在、合理的関連性の存在。

問題文には、「本件法律の違憲性について」とあるため、本件法律の何が検討対象となるかを指摘してください。

女性を優位に扱うことが、即座にアファーマティブアクションとなるわけはありません。

1 ページ

裏面へ

子手段により行われる限り、制約が合憲と解かる。
2. (1) 再本件について、被災児童の福祉福祉
の増進と国子教育目的を以て、正当な自
由の制限と認められ、特別に給付するに必要と認められ、不
5 必要と出資を防止するため、一般的に類型別の国庫
窮乏に乏しい母子家庭にのみ、支給資格を与えること
は、目的が正当である。

2. (2) 3. 再手段の合理性について、たしかに、個別
的な事情により、本件に於いて、母子家庭に損害を
10 被る程度が軽微なものであるが、父子家庭でも、
親大子損害を被るという場合も、災害により生
じ得る。しかし、3. 再手段、父子家庭が母子家庭
という区別を以て、別除に考慮すべき事情として、別
途の援助と国庫子要素とを以てする。また、
15 上述の家庭に於いて、双方の立場が逆である。母子
家庭に於いて、親大子損害が生じているからである。
さらに、母子家庭に於いては、現状、~~非正規労働者~~女
性の労働力、来未に限られ、賃金の格差も、事業
上存在するから、類型別に、損害が拡大する
20 傾向が強いと確かである。以上から、上記は
別々合理的目的との関連で合理的である。これは結論
寫す。結論、

よって、本件法律の合憲性 19条1項に反しない。

以上。

父子家庭でも母子
家庭でも「災害」に
よって同程度の被害を
受け得るという点で、
父子家庭・母子家庭の
属性として被災による
損害は別途に考慮
すべきと主張するが、
法4条1号が父の
と規定し父子家庭と
母子家庭を区別に
する点につき違憲の
結論に親和的とな
ります。

し整合性あり

さん

・憲法では、法令審査、適用審査あるいはその両方を検討すべきかについて注意するようにしてください。

・憲法 14 条の細かな論点についてはコンパクトにまとめられており、良かったと思います。

・アファーマティブアクション(以下、「AA」)について、コメントにも書きましたが、女性の優遇結果がイコール AA というものではありません。本問法律が AA であるという考え方も成立するとは思いますが、もっとも、それは「世帯の生計はなお主として男性によって支えられている場合が多」いという国の主張を裏返すと、女性は世帯の生計を支えるほどの収入がない場合が多いと言え、男性と女性とで社会的・構造的な賃金格差が生じているとの事実を前提としていると推認でき、その事実上の差別を解消する手段の一つとして、本問法律のような性差を設けたと考えられる、などと記載することでようやく AA を論じられていることとなります。問題文に与えられている事実から、どのような事実が推認でき、どのような社会的・構造的な事実上の差別が生じているのかを具体的に詳論することで、説得的な文章ができ、点数が伸びます。時間との兼ね合いはあると思いますが、「アファーマティブアクション」というマジックワードに頼りすぎずに、地に足のついた論述をすることが肝要です。

・全体として、論述の流れや各論点の分量といった形式的な部分はバランスが良かったと思います。

・試験まで頑張ってください。